

セイフティー信和ショートステイ鶴飼 料金表(多床室)

R3.4.1現在
(単位:円)

1日あたり

要介護度	区分	基本額(単位数)	居住費	食費	日常生活品費	合計
要支援1	第1段階	474	0	300	150	924
	第2段階		370	390		1,384
	第3段階		370	650		1,644
	第4段階		870	1,410		2,904
要支援2	第1段階	589	0	300	150	1,039
	第2段階		370	390		1,499
	第3段階		370	650		1,759
	第4段階		870	1,410		3,019
要介護1	第1段階	638	0	300	150	1,088
	第2段階		370	390		1,548
	第3段階		370	650		1,808
	第4段階		870	1,410		3,068
要介護2	第1段階	707	0	300	150	1,157
	第2段階		370	390		1,617
	第3段階		370	650		1,877
	第4段階		870	1,410		3,137
要介護3	第1段階	778	0	300	150	1,228
	第2段階		370	390		1,688
	第3段階		370	650		1,948
	第4段階		870	1,410		3,208
要介護4	第1段階	847	0	300	150	1,297
	第2段階		370	390		1,757
	第3段階		370	650		2,017
	第4段階		870	1,410		3,277
要介護5	第1段階	916	0	300	150	1,366
	第2段階		370	390		1,826
	第3段階		370	650		2,086
	第4段階		870	1,410		3,346

※令和3年9月30日までの間、新型コロナウイルス感染症への対応特例とし、上記の基本額の月所定額に0.1%を上乗せし請求させていただきます。

※上記基本額及び下記加算については1割負担の場合の金額です。

※食事代は1食毎の料金となっており朝食360円、昼食540円、夕食510円(1日1,410円)です。

対象者	区分
生活保護受給者	第1段階
世帯全員が市町村民税非課税 高齢福祉年金受給者	
課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	
預貯金等が、単身(1人世帯・配偶者なし)の場合は1,000万円以下、夫婦の場合は2,000万円以下の場合	
配偶者及びその他の世帯員が市町村民税非課税	第2段階
課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	第3段階
預貯金等が、単身(1人世帯・配偶者なし)の場合は1,000万円以下、夫婦の場合は2,000万円以下の場合	
上記以外の方	第4段階

(各種加算) ※利用者全員対象

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円/日
看護体制加算(Ⅲ)イ	12円/日(要支援者除く)
看護体制加算(Ⅳ)イ	23円/日(要支援者除く)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	月の総単位数の8.3%
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	月の総単位数の2.7%

(各種加算・減算) ※該当者のみ

医療連携強化加算	58円/日(要支援者除く)	療養食加算	8円/回(1日3回を限度)
認知症行動心理症状緊急対応加算	200円/日(7日を限度)	送迎加算	片道184円/回
緊急短期入所受入加算	90円/日(要支援者を除く・14日を限度)		
若年性認知症利用者受入加算	120円/日		
長期利用者による減算(連続30日を超える場合)	▲30円/日(要支援者を除く)		

(その他の料金)

複写物(コピー代)	10円/枚
レンタルテレビ代	100円/日 貸しテレビによる使用料
トロミ代	20円/日
特別な食事代	実費
理美容代	実費

セイフティー信和ショートステイ鶴飼 料金表(従来型個室)

R3.4.1現在
(単位:円)

1日あたり

要介護度	区分	基本額(単位数)	居住費	食費	日常生活品費	合計
要支援1	第1段階	474	320	300	150	1,244
	第2段階		420	390		1,434
	第3段階		820	650		2,094
	第4段階		1,180	1,410		3,214
要支援2	第1段階	589	320	300	150	1,359
	第2段階		420	390		1,549
	第3段階		820	650		2,209
	第4段階		1,180	1,410		3,329
要介護1	第1段階	638	320	300	150	1,408
	第2段階		420	390		1,598
	第3段階		820	650		2,258
	第4段階		1,180	1,410		3,378
要介護2	第1段階	707	320	300	150	1,477
	第2段階		420	390		1,667
	第3段階		820	650		2,327
	第4段階		1,180	1,410		3,447
要介護3	第1段階	778	320	300	150	1,548
	第2段階		420	390		1,738
	第3段階		820	650		2,398
	第4段階		1,180	1,410		3,518
要介護4	第1段階	847	320	300	150	1,617
	第2段階		420	390		1,807
	第3段階		820	650		2,467
	第4段階		1,180	1,410		3,587
要介護5	第1段階	916	320	300	150	1,686
	第2段階		420	390		1,876
	第3段階		820	650		2,536
	第4段階		1,180	1,410		3,656

※令和3年9月30日までの間、新型コロナウイルス感染症への対応特例とし、上記の基本額の月所定額に0.1%を上乗せし請求させていただきます。

※上記基本額及び下記加算については1割負担の場合の金額です。

※食事代は1食毎の料金となっており朝食360円、昼食540円、夕食510円(1日1,410円)です。

対象者	区分
生活保護受給者	第1段階
世帯全員が市町村民税非課税 高齢福祉年金受給者	
課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	
預貯金等が、単身(1人世帯・配偶者なし)の場合は1,000万円以下、夫婦の場合は2,000万円以下の場合	
配偶者及びその他の世帯員が市町村民税非課税	第2段階
課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	第3段階
預貯金等が、単身(1人世帯・配偶者なし)の場合は1,000万円以下、夫婦の場合は2,000万円以下の場合	
上記以外の方	第4段階

(各種加算) ※利用者全員対象

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18円/日
看護体制加算(Ⅲ)イ	12円/日(要支援者除く)
看護体制加算(Ⅳ)イ	23円/日(要支援者除く)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	月の総単位数の8.3%
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	月の総単位数の2.7%

(各種加算・減算) ※該当者のみ

医療連携強化加算	58円/日(要支援者除く)	療養食加算	8円/回(1日3回を限度)
認知症行動心理症状緊急対応加算	200円/日(7日を限度)	送迎加算	片道184円/回
緊急短期入所受入加算	90円/日(要支援者を除く・14日を限度)		
若年性認知症利用者受入加算	120円/日		
長期利用者による減算(連続30日を超える場合)	▲30円/日(要支援者を除く)		

(その他の料金)

複写物(コピー代)	10円/枚
レンタルテレビ代	100円/日 貸しテレビによる使用料
トロミ代	20円/日
特別な食事代	実費
理美容代	実費

セイフティー信和(ユニット型)ショートステイ鶴飼 料金表(ユニット型個室)

R3.4.1現在
(単位:円)

1日あたり

要介護度	区分	基本額(単位数)	居住費	食費	日常生活品費	合計
要支援1	第1段階	555	820	300	150	1,825
	第2段階		820	390		1,915
	第3段階		1,310	650		2,665
	第4段階		2,010	1,410		4,125
要支援2	第1段階	674	820	300	150	1,944
	第2段階		820	390		2,034
	第3段階		1,310	650		2,784
	第4段階		2,010	1,410		4,244
要介護1	第1段階	738	820	300	150	2,008
	第2段階		820	390		2,098
	第3段階		1,310	650		2,848
	第4段階		2,010	1,410		4,308
要介護2	第1段階	806	820	300	150	2,076
	第2段階		820	390		2,166
	第3段階		1,310	650		2,916
	第4段階		2,010	1,410		4,376
要介護3	第1段階	881	820	300	150	2,151
	第2段階		820	390		2,241
	第3段階		1,310	650		2,991
	第4段階		2,010	1,410		4,451
要介護4	第1段階	949	820	300	150	2,219
	第2段階		820	390		2,309
	第3段階		1,310	650		3,059
	第4段階		2,010	1,410		4,519
要介護5	第1段階	1,017	820	300	150	2,287
	第2段階		820	390		2,377
	第3段階		1,310	650		3,127
	第4段階		2,010	1,410		4,587

※令和3年9月30日までの間、新型コロナウイルス感染症への対応特例とし、上記の基本額の月所定額に0.1%を上乗せし請求させていただきます。

※上記基本額及び下記加算については1割負担の場合の金額です。

※食事代は1食毎の料金となっており朝食360円、昼食540円、夕食510円(1日1,410円)です。

対象者		区分
生活保護受給者		第1段階
世帯全員が市町村民税非課税	高齢福祉年金受給者	
配偶者及びその他の世帯員が市町村民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 預貯金等が、単身(1人世帯・配偶者なし)の場合は1,000万円以下、夫婦の場合は2,000万円以下の場合	第2段階
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方 預貯金等が、単身(1人世帯・配偶者なし)の場合は1,000万円以下、夫婦の場合は2,000万円以下の場合	第3段階
上記以外の方		第4段階

(各種加算) ※利用者全員対象

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円/日
看護体制加算(Ⅲ)イ	12円/日(要支援者除く)
看護体制加算(Ⅳ)イ	23円/日(要支援者除く)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	月の総単位数の8.3%
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	月の総単位数の2.7%

(各種加算・減算) ※該当者のみ

医療連携強化加算	58円/日(要支援者除く)	療養食加算	8円/回(1日3回を限度)
認知症行動心理症状緊急対応加算	200円/日(7日を限度)	送迎加算	片道184円/回
緊急短期入所受入加算	90円/日(要支援者を除く・14日を限度)		
若年性認知症利用者受入加算	120円/日		
長期利用者による減算	▲30円/日(要支援者を除く)		

(連続30日を超える場合)

(その他の料金)

複写物(コピー代)	10円/枚	
レンタルテレビ代	100円/日	貸しテレビによる使用料
トイレ代	20円/日	
特別な食事代	実費	
理美容代	実費	